

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

令和元.11.26 理事 松浦和博 夕張郡由仁町東光60番地

北海道告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、妹背牛町妹背牛地区3工区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和元年12月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第825号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、沼田町沼中地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和元年12月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第826号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字桜丘295の1・296・308・309の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

目次

告示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	35
○土地改良法による国営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	35
○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	35
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	35
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	36
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	36
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	36
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	36
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	36
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	37
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	37
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	37
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	38

道企業管理規程

○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程……………	39
-----------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	39
○特定調達契約に係る入札の公告……………	40

告示

北海道告示第823号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、由仁土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

就任年月日 理事・監事の別 氏名 住所

北海道告示第827号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内717の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第828号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内853の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第829号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻町沓形字富野1の8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第830号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第831号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第832号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第833号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡京極町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第834号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を江差町役場の掲示場に掲示した。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和元年農林水産省告示第1469号

2 所在が不明な者 西海谷 長五郎、江本 久三郎、能代 勉治、濱谷 六三郎、吹田 久四郎、豊沢 易平、住吉 金作、関川 長八、小林 甚四郎、浅木 福蔵、松井 清治、杉本 久吉、藤田 万三郎、関川 與右エ門、山崎 與五右エ門、高野 佐吉、能登谷 弥三右エ門、松本 七郎兵衛、住吉 金作、高野 庄吉、仙島 孫右エ門、住吉 丑太郎、浅黄 福蔵、福浦 與志、木村 嘉之丈、館野 金作、片岡 與作、片岡 利兵衛、田村 かね、磯古 さと、大良 與三右エ門、三戸 琴、高橋 弥兵衛、小林 仁左エ門、高野 豁三、関川 與左エ門、中村 長吉、松澤 伊八、関川 茂平

北海道告示第835号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

銀山学園（1-18-83）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

余市郡仁木町長沢西（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 大江（(2)-1-6）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
余市郡仁木町大江2丁目、大江3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
鳥居川（Ⅱ-13-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
余市郡仁木町尾根内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
銀山墓地川（Ⅱ-13-0080）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
余市郡仁木町銀山3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
銀山種川一の沢（Ⅱ-13-0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
余市郡仁木町銀山2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
千歳川（Ⅰ-13-0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
余市郡仁木町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
角の川（Ⅱ-13-0170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
余市郡仁木町砥の川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
角の川北の沢（Ⅱ-13-0171）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
余市郡仁木町砥の川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第836号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年12月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
仁木然別2（Ⅱ-1-98-651）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
余市郡仁木町然別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
銀山学園裏の沢（Ⅰ-13-0060）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
余市郡仁木町長沢西（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月17日

北海道公営企業管理者 小 玉 俊 宏

北海道企業管理規程第2号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項ただし書中「2,100円」を「2,200円」に改め、同条第2項中「発電管理事務所」を「発電課、発電管理事務所」に、「施設」を「道営発電所の運転監視制御業務又は施設」に、「7,200円」を「7,400円」に、「3,600円」を「3,700円」に改める。

附 則

この規程は、令和2年1月5日から施行する。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁上川教育局告示第27号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月17日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和元年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和元年12月17日に一般競争入札の公告を行う上川管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 上川管内道立学校で使用する電力の需給契約入札参加資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和元年12月17日（火）から令和2年1月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujoyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

(4) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)の(ア)からウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年12月17日

北海道教育庁上川教育局長 河野 秀平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

上川管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 27校 2,112 kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 27校 5,151,851 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和元年北海道教育庁上川教育局告示第27号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年1月28日（火）午前10時（送付による場合は、同月27日（月）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

イ 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号

ウ 電話番号 0166-46-5862

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kamikawa Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 2,112 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 5,151,851 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 28, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., January 27, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan

Phone : 0166-46-5862